

東京都市計画地区計画の決定（品川区決定）

都市計画東品川五丁目地区地区計画を次のように決定する。

		名称	東品川五丁目地区地区計画
		位置 ※	品川区東品川五丁目地内
		面積 ※	約6.7ha
地区計画の目標		<p>本地区は、東京港港湾計画の一環として昭和42年に埋立竣工した品川ふ頭の南側に位置し、都民の生活関連物資等の流通を支える良好な流通業務地である。</p> <p>この地区における建築物等に関する制限を行うことにより、現に形成されている良好な流通業務地としての環境を維持・保全し、周辺環境と調和した機能的で活力ある市街地の形成を目標とする。</p> <p>また、環境に配慮した緑豊かなふ頭として、ダイナミックな港湾景観と互いに調和した美しい景観づくりを推進する。</p>	
保区 全域 にの 関整 す備 る方 針 及 び	土地利用の方針		<p>現行の土地利用を基本とし、用途の混在による環境の悪化を防止することにより流通業務地としての機能を高め、良好な地域環境の維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針		<p>地区特性に応じた建築物等の制限を次のように定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 良好な流通業務地としての土地利用の誘導を図るため、建築物の用途の制限を行う。</li> <li>2. 土地の細分化を防ぐために、敷地面積の最低限度を定める。</li> <li>3. 環境の向上及び景観的な配慮から、生垣の推進や植樹空間確保及び開放的な沿道景観の形成のための壁面の位置の制限を定める。</li> <li>4. 災害時の安全及び、出入口の視野を確保するために、かき若しくはさくの構造の制限を定める。</li> <li>5. 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続するよう配慮する。</li> </ol>
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物の用途の制限 ※	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法別表第2（い）項第1号、第2号又は第3号に掲げる住宅の用に供する建築物。</li> <li>2. 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物。</li> </ol>
		建築物の敷地面積の最低限度	200㎡
		壁面の位置の制限	<p>建築物の壁又はこれに代わる柱は計画図に表示する壁面線を超えて建築してはならない。ただし、保安管理上必要とされる小規模な付属建築物および鉄道管理施設についてはこの限りではない。</p>

建築物等の意匠・形態の制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築物等の色彩は原色の使用を避け、彩度の低い色を基調とし、周辺環境と調和した落ち着いた落ち着きのある色調とする。</li> <li>2. 広告・看板類は周辺環境に配慮しつつ建築物と一体的なデザインとする。</li> </ol>
かき若しくはさくの構造の制限	道路に面する塀は生垣かフェンス等とし、フェンス等を設置する場合はフェンス等に沿って緑化したものとする。

「地区計画の区域、地区整備計画の区域、壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

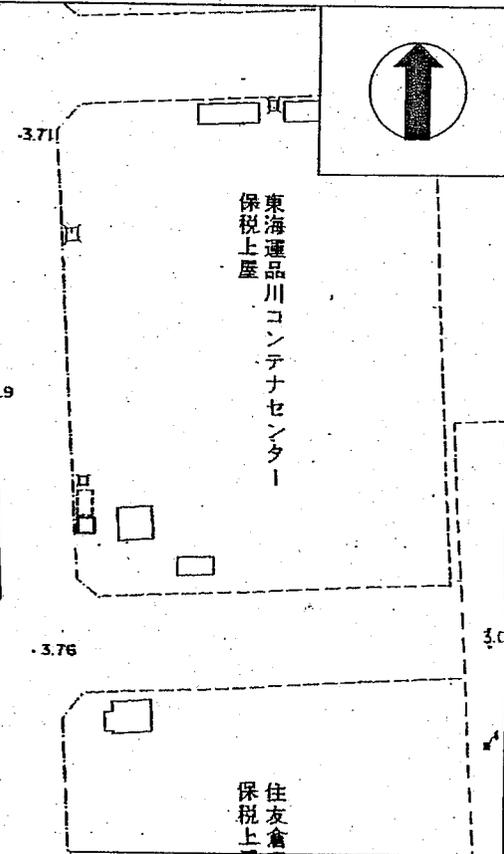
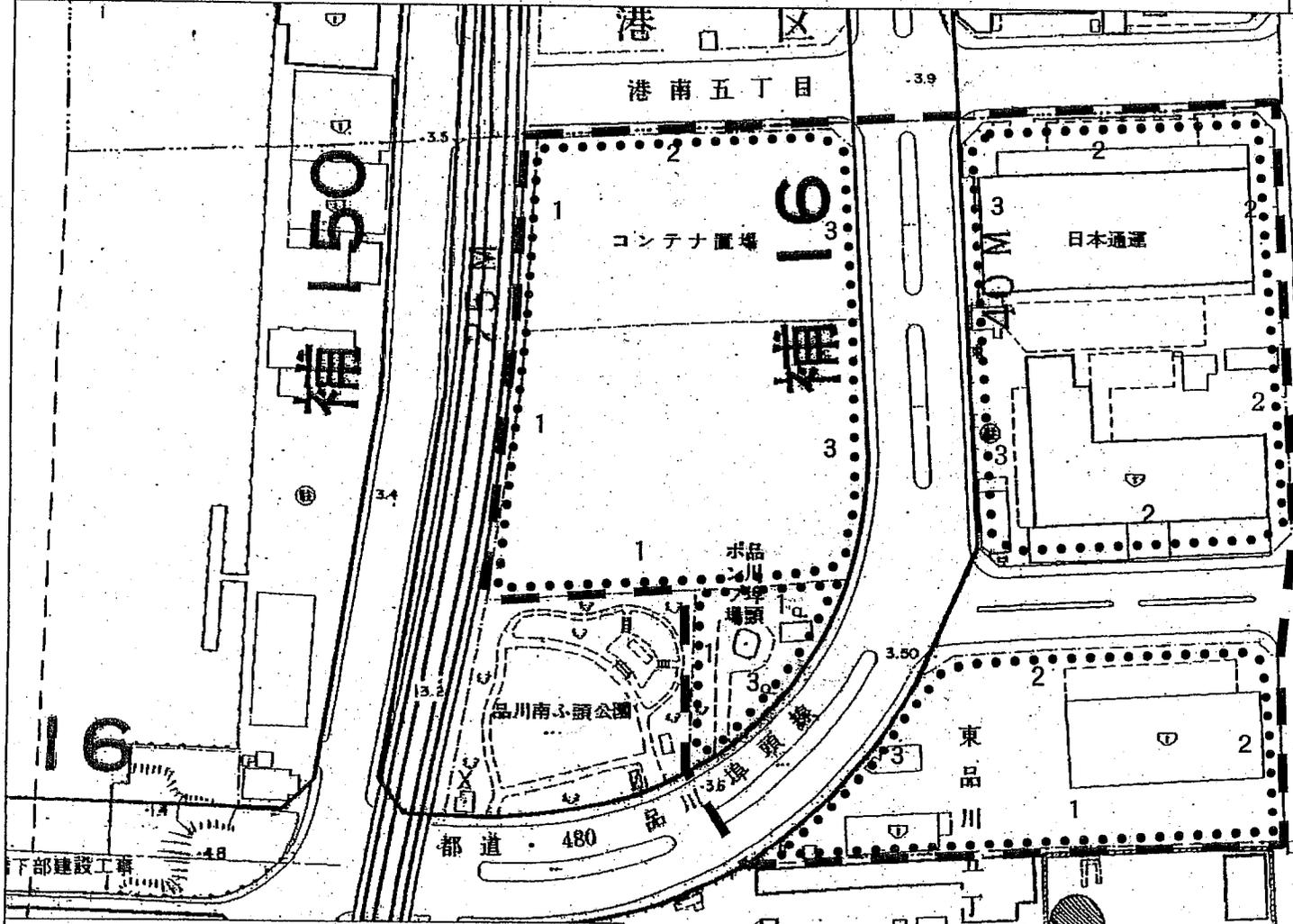
※知事同意事項

理由：建築物等に関する制限を行なうことにより、現に形成されている良好な流通業務地としての環境を維持・保全し、安全で快適な市街地を形成するため、地区計画を定める。



東京都市計画地区計画  
東品川五丁目地区地区計画 計画図 (品川区決定)

縮尺 1/2500



凡 例

	地区計画区域 地区整備計画区域
	壁面の位置の制限 数字はその数量 (m)

確認 平成17年1月7日  
所管部課名 品川区まちづくり事業部都市計画課

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2500 の地形図 (道路網図) を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。  
(承認番号) 16 都市基街第 7 号 平成 16 年 4 月 12 日